

令和4年3月1日指定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

社会福祉法人九十九里ホーム

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、匝瑳市地域密着型サービスにおける定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人九十九里ホーム
代表者氏名	理事長 井上峰夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	千葉県匝瑳市飯倉21番地 法人本部 電話：0479-72-1400、ファックス番号：0479-72-1500
法人設立年月日	昭和27年5月25日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	九十九里ホーム 定期巡回・随時対応シオン
介護保険指定 事業所番号	1298700111
事業所所在地	千葉県匝瑳市飯倉97番地1
事業所の通常の 事業の実施地域	豊栄地区、飯倉台ニュータウン、須賀地区。当初は、サービス付き高齢者向け住宅聖アンナ館の入居者から対応する。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	「定期巡回・随時対応シオン」の適正な運営体制を確保し、本事業所のオペレーター、定期巡回や随時訪問サービスを行う訪問介護員等、そして計画作成責任者が、要介護状態にある利用者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	要介護状態となっても、利用者が尊厳を保持し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活における緊急時の対応、その他安心して居宅において生活するための援助を行うとともに、その療養生活および心身の機能の維持回復を支援する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	
-----	--

職	職務内容	人員数
管理者	1. 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	常勤 1名 オペレーター、 訪問介護士と 兼務
計画作成責任者	1. 計画作成責任者は、看護職員が行うアセスメントの結果を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等の業務を行う。	常勤 1名
オペレーター	1. オペレーターは、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等から通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。また、訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するオペレーションサービスを提供する。	常勤 4名 非常勤 16名 定期巡回・随時 訪問と兼務
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	1. 定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等に基づき、定期的に利用者の居宅を巡回して定期巡回サービスを提供する。	常勤 4名 非常勤 16名
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	1. 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、オペレーターによる訪問の要否等の判断に基づき、利用者の居宅を訪問して随時訪問サービスを提供する。	常勤 4名 非常勤 16名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスでめざす目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」（以下、「計画」という）を作成します。 2. 利用者の状態に応じて作成した計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3. 「計画」は利用者に交付します。 4. 計画作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の点検・把握を行い、必要に応じて「計画」の変更を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者又はその家族に対する相談、助言等を行います。 2. 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等を行います。 3. 「計画」に基づき、排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 4. 利用者からの随時の連絡に対応した排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 5. 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス利用料金
 (a) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

【訪問看護サービスを行わない場合】

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,446	54,460円	5,446円	10,892円	16,338円
要介護2	9,720	97,200円	9,720円	19,440円	29,160円
要介護3	16,140	161,400円	16,140円	32,280円	48,420円
要介護4	20,417	204,170円	20,417円	40,834円	48,420円
要介護5	24,692	246,920円	24,692円	49,384円	74,076円

※ 月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

【訪問看護サービスを行う場合は以下を加算】連携する訪問看護事業所からの請求です。

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円
要介護2	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円
要介護3	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円
要介護4	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円
要介護5	3,761	37,610円	3,761円	7,522円	11,283円

※ 居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定します。

<<通所サービス利用時の調整（1日につき）>>

通所介護、通所リハビリテーション若しくは認知症対応型通所介護を利用している利用者は、所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に以下の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とします。

(a) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	62	620円	62円	124円	186円
要介護2	111	1,110円	111円	222円	333円
要介護3	184	1,840円	184円	368円	552円
要介護4	233	2,330円	233円	466円	699円
要介護5	281	2,810円	281円	562円	843円

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、1月につき600単位（利用料：6,000円、1割負担：600円、2割負担：1,200円、3割負担：1,800円）が減額となります。

※ 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定しません。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	300円	30円	60円	90円	1日につき
総合マネジメント体制強化加算	1,200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750	7,500円	750円	1,500円	2,250円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640	6,400円	640円	1,280円	1,920円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350	3,500円	350円	700円	1,050円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000					

- ※ 初期加算は、当事業所の利用を開始した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用連絡等に係る利用者宅からの通信料(電話料金)	利用者の別途負担となります。
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。 なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとします。 ・事業所から片道1キロメートル当り350円(税込み)。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、原則下記の方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(イ) 口座振替手続きが済んでいない場合は、事業者指定口座への振り込み</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）。</p>

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※その他の費用について、交通費等の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付します。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明いたします。その内容及び支払いに同意される場合は、同意する旨の文書に署名（記名押印）いただきます。
- (4) サービス提供は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向

に十分な配慮を行います。

6 衛生管理等

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策会議を、半期に1回以上開催するとともに、社会状況や周辺・施設等の環境の変化に応じて、都度その状況や信用できる情報をもとに適切に開催します。その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 緊急時の対応方法について

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 九十九里ホーム病院 所在地 匝瑳市飯倉 21 番地 電話番号 0479-72-1131 ファックス番号 0479-73-7165 受付時間 8時～11:30 (月～土) 診療科 内科、呼吸器科、整形外科、形成外科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科
【主治医】	
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間
保険者が匝瑳市以外の場合の【市町村（保険者）の窓口】 横芝光町 福祉課介護班	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
補償の概要	サービス提供上の事故により入居者の生命等に損害が生じた場合、不可抗力による場合を除き賠償される。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情を受けた場合、管理者が直ちに利用者（またはご家族）に連絡し詳しい内容の確認を行う。必要に応じて利用者宅を訪問し事実確認を行う。
 - 利用者側の苦情内容に対して、当該サービス提供者（事業者側）への事実確認を行う。事実確認後速やかに、利用者（またはご家族）に連絡し事実の説明をするとともに適切な対応を行う。
 - 必要に応じて、行政機関や苦情処理機関等とも相談し、利用者のご家族が不利益を被らないよう適切な対応を行う。
 - 苦情およびその対応方は台帳に記録し保管する。また、再発防止の検討を行い併せて記録する。再発防止策は職員に周知徹底する。

③ 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 定期巡回・随時対応シオン 苦情相談係	所在地 匝瑳市飯倉 97-1 電話番号 0479-85-7707（聖アンナ館内） ファックス番号 0479-85-7706（聖アンナ館内） 受付時間 10:00～16:00
【市町村（保険者）の窓口】	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間

保険者が匝瑳市以外の場合の【市町村 （保険者）の窓口】 横芝光町 福祉課介護班	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間
【公的団体の窓口】 千葉県国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7174 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

10 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	実施を検討します。
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

11 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報

	<p>が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	--

13 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について

- (1) 利用者から合鍵を預かる必要のある場合は、その取扱い方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）を得て、預り証を発行します。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅聖アンナ館の利用者に関しては、聖アンナ館の運営事業者が保有するスペアキーを必要に応じて借用します。借用した場合には、借用日時と返却日時を管理ノートに記録します。

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	
-------------	--

- (2) 虐待防止のための対策検討会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 心身の状況の把握

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護事業者との連携

- ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- ② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

17 地域との連携について

- ① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センターの職員等により構成される協議会（以下、「介護・医療連携推進会議」といいます。）を設置し、概ね1年に1回程度、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議の評価を受けます。
- ② 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、①の評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表します。

18 サービス提供の記録

- ① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はそのサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 利用料、利用者負担額の目安

《指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

基本 利用料	介護保険適用の有無	サービス内容					利用料	利用者 負担額
		初期 加算	総合 マネジメント 体制 強化 加算	サービス 提供 体制 強化 加算 (Ⅰ)	介護 職員 処遇 改善 加算 (Ⅰ)	介護 職員 等 特定 処遇 改善 加 算 (Ⅱ) (Ⅰ)		

※ 同一建物減額：6,000円（右欄の利用料、利用者負担から減額）

(2) 1月当たりのお支払い額：利用者負担額（介護保険適用）とその他の費用の合計の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒289-2147 匝瑳市飯倉 97-1
	法人名	社会福祉法人九十九里ホーム
	代表者名	理事長 井上峰夫 印
	事業所名	定期巡回・随時対応シオン
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印